

秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻の学位論文の審査に関する取扱要項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻の学位論文の審査は、秋田大学大学院学則、秋田大学学位規程及び秋田大学大学院医学系研究科規程に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第2章 博士前期課程の学位論文

(修士の学位申請の手続)

第2条 修士の学位を申請する者は、次に掲げる書類を医学系研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願 (様式第2-1) | 1部 |
| (2) 論文目録 (様式第2-2) | 3部 |
| (3) 指導教員承認書 (様式第2-3) | 3部 |
| (4) 共著者承諾書(共著者がいる場合) (様式第2-4) | 3部 |
| (5) 学位論文内容要旨 (様式第2-5) | 3部 |
| (6) 学位論文 | 3部 |
| (7) 参考論文 (参考論文がある場合) | 各3部 |

(審査に関わる任務)

第3条 審査に関する任務は保健学専攻学務委員会が行い、その任務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 論文審査等の実施に関し調整を行うこと。
- (2) 研究指導教員より提出された「学位審査委員予定者 (様式第3-1)」にもとづき、審査委員の主査1名及び副査2名を選出し、「学位審査委員等一覧」を作成し、保健学専攻教授会にその報告を行うこと。
- (3) その他、論文審査等の実施に関すること。

(論文審査の評価基準)

第4条 学位を申請する者に課される学位論文審査では、「斬新さ」、「重要性」、「研究方法の正確性」、「表現の明瞭性」の各観点にて評価を行う。各観点の詳細については、以下に定める。

- (1) 斬新さ：新規性、独創性のある知見が含まれていること。
- (2) 重要性：保健・医療分野における諸問題の解決に有用であり、研究の継続性が期待できること。
- (3) 研究方法の正確性：研究倫理を遵守し、研究の目的、方法、結果、考察・引用文献の過程が適切であること。
- (4) 表現の明瞭性：幅広い知識に基づいた適切かつ明確な表現で作成されていること。

(審査及び試験等の報告)

第5条 審査委員は、提出された日より2月末日までに、当該論文審査等の専門的な検討と最終試験を行う。最終試験は、修士論文を中心として公開での口頭試問の形で実施する。

2 審査委員の主査は、論文審査及び最終試験終了後に「学位論文審査結果報告書 (様式第3-2)」及び「最終試験結果報告 (様式第3-3)」を作成し、速やかに保健学専攻教授会に提出する。

(学位授与の可否)

第6条 保健学専攻教授会は、前条の規定による報告に基づき審議し、修士の学位を授与すべきか否かを判定するものとする。

(主査及び副査)

第7条 主査は、学位論文の研究指導を担当した教員とする。

2 副査は、保健学専攻の研究指導適格者で、当該論文審査等を行うに相応しい研究業績を有する者2名とする。

3 主査及び副査の任期は、当該論文審査等の合格又は不合格が判定される日までとする。

(学位論文の保管)

第8条 審査に合格した学位論文提出者は、2部を製本し、医学系研究科・医学部事務部に提出する。

2 提出された論文は、1部を附属図書館医学部分館、1部を当該専攻で保管し、閲覧に供するものとする。

第3章 博士後期課程の学位論文

(博士の学位申請の手続)

第9条 博士の学位を申請する者は、次に掲げる書類を医学系研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願 (様式第2-1) | 1部 |
| (2) 論文目録 (様式第2-2) | 3部 |
| (3) 指導教員承認書 (様式第2-3) | 3部 |
| (4) 共著者承諾書(共著者がいる場合) (様式第2-4) | 3部 |
| (5) 学位論文内容要旨 (様式第2-5) | 3部 |
| (6) 学位論文 | 3部 |
| (7) 参考論文 (参考論文がある場合) | 各3部 |

(審査に関わる任務)

第10条 審査に関する任務は保健学専攻学務委員会が行い、その任務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 論文審査等の実施に関し調整を行うこと。
- (2) 研究指導教員より提出された「学位審査委員予定者(様式第3-1)」にもとづき、審査委員の主査1名及び副査2名を選出し、「学位審査委員等一覧」を作成し、保健学専攻教授会にその報告を行うこと。
- (3) その他、論文審査等の実施に関すること。

(論文審査の評価基準)

第11条 学位を申請する者に課される学位論文審査では、「斬新さ」、「重要性」、「研究方法の正確性」、「表現の明瞭性」の各観点にて評価を行う。各観点の詳細については、以下に定める。

- (1) 斬新さ：自ら問題点を抽出した新規性、独創性のある知見が含まれていること。
- (2) 重要性：保健学や専門領域の学術的発展に寄与し、研究の継続性が期待できること。
- (3) 研究方法の正確性：研究倫理を遵守し、研究の目的、方法、結果、考察・引用文献の過程が適切であること。
- (4) 表現の明瞭性：国際的視野を備え、幅広い知識に基づいた適切かつ明確な表現で作成されていること。

(審査及び試験等の報告)

第12条 審査委員は、提出された日より2月末日までに、当該論文審査等の専門的な検討と最終試験を行う。最終試験は、博士論文を中心として公開での口頭試問の形で実施する。

2 審査委員の主査は、論文審査及び最終試験終了後に「学位論文審査結果報告書(様式第3-2)」及び「最終試験結果報告(様式第3-3)」を作成し、速やかに保健学専攻教授会に提出する。

(学位授与の可否)

第13条 保健学専攻教授会は、前条の規定による報告に基づき審議し、博士の学位を授与すべきか否かを判定するものとする。

(主査及び副査)

第14条 主査は、学位論文の研究指導を担当した教員とする。

- 2 副査は、保健学専攻の研究指導適格者で、当該論文審査等を行うに相応しい研究業績を有する者2名とする。
- 3 主査及び副査の任期は、当該論文審査等の合格又は不合格が判定される日までとする。

(学位論文の保管)

第15条 審査に合格した学位論文提出者は、2部を製本し、医学系研究科・医学部事務部に提出する。

2 提出された論文は、1部を医学図書館、1部を当該専攻で保管し、閲覧に供するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、その学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文を公表するものとする。

2 学位授与の日から1年以内に論文の全文を公表できないやむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、

論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する。この場合、やむを得ない事由が解消された時点で、論文の全文を公表する。

3 前2項に掲げる公表は、秋田大学学術情報リポジトリの利用により行う。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、学位論文の審査に関し必要な事項は、秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻教授会が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月21日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年4月15日から実施し、令和7年4月1日から適用する。